

開示に係る手数料について

1. 基本的な考え方

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質管理促進法、P R T R法）第19条の規定によれば、「ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない」とされている。

従って、開示請求を行う者は、開示にあたって、政令で定める納付手続きに従い、実費の範囲内において請求方法に応じて政令で定められる手数料を収める必要がある。

なお、行政情報公開法では、「開示の実施に係る手数料」に加え、「開示の請求に係る手数料」を徴収する旨規定している。これは、行政文書の全て又は一部を開示するか判断、部分開示の場合の文書加工（黒塗り等）などを行うための手数料を徴収するものである。一方、本法における開示は、開示請求されたファイル記録事項をそのまま開示するため、開示の請求に係る手数料の徴収規定はない。

開示の実施に係る費用については、法第19条で規定する「実費の範囲内」にすることはもちろん、本制度に関心を有する国民一般と情報を共有することが本制度の運用の前提であることから、開示請求者にとって可能な限り利便性が高く、負担のかからないようなものにする必要がある。

2. 具体的な金額の算定について

行政情報公開法における積算の例に倣い、人件費、庁費、プリンター出力費（紙の場合のみ）、媒体費（F D、C D - R）の実費を勘案して、以下の額を算出。

(1) 用紙に出力したものの交付：用紙1枚につき20円

(2) F Dに複写したものの交付：0.5メガバイトまで毎に260円 及び F D 1枚につき80円

(3) C D - Rに複写したものの交付：0.5メガバイトまで毎に260円 及び C D - R 1枚につき200円

(4) 当該年度の全てのファイル記録事項をC D - Rに複写したものの交付：200メガバイト毎に890円 及び C D - R 1枚につき200円

なお、C D - R 1枚に1年間の全てのファイル記録事項が複写できる見込み。これらの積算は現時点での暫定的な単価に基づくものであり、具体的な額については、今後、変更の可能性がある。

手数料は、氏名・住所等を記載した所定の書面に収入印紙を貼って支払うものとする。なお、郵送料については別途徴収する。

収入印紙を貼った書面の提出は、各省庁窓口への来訪時持参又は郵送のいずれでもよい。

(参考) 手数料に関する関係条文等

第19条(手数料)

ファイル記録事項の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

法制定時の国会附帯決議

- ・「... 開示請求に係る手数料については、開示の方法に応じ、利便性が高く負担がかからない金額とすること。」(衆議院商工委員会附帯決議)
- ・「... 特に大量に請求する場合を中心に手数料をできる限り低廉なものとする。」(参議院国土・環境委員会附帯決議)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(行政情報公開法)(抄)

第16条(手数料)

開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

行政情報公開法の場合の開示手数料

開示請求手数料として1件300円を徴収し、加えて以下の開示実施料を徴収。

- ・紙に出力したものの交付手数料：用紙1枚につき20円
- ・FDの複写手数料：0.5メガバイト毎に220円 + FD 1枚80円
- ・CD-Rの複写手数料：0.5メガバイト毎に220円 + CD-R 1枚200円